

## 情報ファイル NO.81

平成 22 年 2 月 10 日

## 展示会で中古車を契約し、翌日キャンセルしたら高額な解約料を請求された!

## 相談内容

【相談者 40代 男性】

2日前に中古車の展示会場に行ったところ、今日だけのお得な価格!と勧めら

れ、70万円の中古車を契約しました。しかし、希望車種ではなかったので、翌日、解

約を申し入れたら解約料が必要だと言われました。支払わないといけないでしょうか。

## 対処方法

これは、中古車の解約に関する事例です。解約については、<u>契約の成立時期</u>を確認することが必要です。

- ・中古車販売の業界団体が採用している標準約款では、自動車の登録や修理がされていないなどの場合は、注文書に署名・捺印した段階では契約は成立していないことになります。 契約成立前であれば、キャンセルは可能ですが、販売店に通常生じる損害実費は購入者側の負担とされています。
- ・一方、独自の約款(申し込みと同時に契約が成立するなど)を用いている販売店の場合、契約が成立していれば規定の違約金を請求される場合があります。
- ・相談者の場合、独自の約款で注文と同時に契約成立でしたが、違約金はすぐに支払わないで請求金額の明細を求め、納得できる内容か確認し話し合うよう助言しました。
- ・トラブルにあわないためには、 信頼のおける販売業者を選ぶこと 注文書に署名する前に契約条項をよく確認すること 高額な商品なので、本当にこの車が欲しいのか、支払いは可能か、維持費は払えるかなど、十分検討しましょう。
- ・万一トラブルにあった場合は、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談 〈ださい。

発行:〈らしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター ) 「ご相談は…

TEL:076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融·多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融·多重債務相談)

買う時はよく 契約書を確 認してね!